

家庭ごみ収集カレンダー 令和8年4月～令和9年3月

【該当町会】大橋町(西部)・並木町(中妻・堀之内・小野茂木・大門・花岡・田中)・免鳥町(新田・市街道・免鳥)・小中町(東・西)・石塚町(下・上・緑)・栃本上・栃本下 (No.12 水土・火)

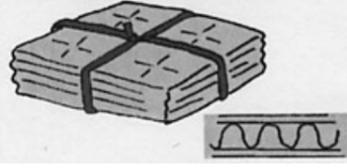
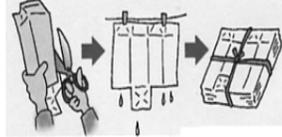
種類	燃えるごみ	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ
収集曜日	水・土曜日	火曜日 ※日によって出す品目が変わります。
収集場所	燃えるごみのステーション	資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみのステーション
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 祝日(振替休日含む)は、お休みです。ただし、次の祝日等のみ収集を行います。 5/6(水) ○ 年末は12/30(水)まで、年始は1/6(水)からです。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 祝日(振替休日含む)は、お休みです。ただし、次の祝日等のみ収集を行います。 8/11(火)、11/3(火) ○ 下表の出す品目と出す日をよくご確認ください。

【ごみの受け入れについて】
 居住地域により搬入場所が異なります。
【佐野地域】 みかもクリーンセンター (町谷町 206-13)
【田沼地域・葛生地域】 葛生清掃センター (あくど町 3360)
 ○ 祝日(振替休日含む)は、お休みです。ただし、次の祝日等のみ受け入れを行います。
 5/6(水)、7/20(月)、8/11(火)、9/21(月)
 10/12(月)、11/3(火)、11/23(月)、1/11(月)
 ○ 年末は、12/30(水)まで、年始は、1/4(月)からです。

☆ 決められた日(収集当日)の**午前8時まで**に、決められた収集場所に出してください。収集日以外に出されたもの、収集が終わったあとに出されたものについては収集しません。

☆ 袋にて排出するものは、品目ごとに2袋までです。 ※「落ち葉、枯草、庭の刈り込みで出たもの」は、燃えるごみ(2袋まで)のほかに2袋まで出すことができます。

☆ 分別方法や注意することについては、「ごみ分別の手引き(令和3年4月版)」でご確認ください。下記品目の○数字は、「ごみ分別の手引き」中の分別辞典の品目番号と同一です。

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
④ ダンボール  ⑥ 衣類 指定袋(大・中・小)  ⑪ 燃えないごみ 指定袋(中・小) 	14 (火)	19 (火)	16 (火)	14 (火)	11 (火)	8 (火)	13 (火)	10 (火)	8 (火)	5 (火)	2 (火)	9 (火)
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ  ⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小)  ⑩ 空きビン 指定袋(中・小) 	21 (火)	26 (火)	23 (火)	21 (火)	18 (火)	15 (火)	20 (火)	17 (火)	15 (火)	12 (火)	9 (火)	16 (火)
③ 新聞紙・新聞に入っ ている折り込みチラシ ※折り込みチラシのみでは 出せません。  ⑤ 紙パック  ⑥ 衣類 指定袋(大・中・小)  ⑦ 白色の食品トレイ 指定袋(大・中・小)  ⑫ 有害ごみ 指定袋(中・小) 	28 (火)	—	2 (火) 30 (火)	28 (火)	25 (火)	29 (火)	27 (火)	24 (火)	22 (火)	19 (火)	16 (火)	23 (火)
② 紙箱、雑誌・本類、 その他の紙類、チラシ  ⑧ ペットボトル 指定袋(大・中・小)  ⑨ 空きカン 指定袋(大・中・小) 	7 (火)	12 (火)	9 (火)	7 (火)	4 (火)	1 (火)	6 (火)	3 (火)	1 (火) 29 (火)	26 (火)	—	2 (火) 30 (火)

※指定袋(大・中・小)や指定袋(中・小)は、使用できる袋の種類を表示しています。

お問い合わせは、みかもクリーンセンター ☎22-2654まで